

第 6 号議案

亀岡市社会体育施設条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市社会体育施設条例（昭和 39 年亀岡市条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例（昭和 39 年亀岡市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

円 1,080	円 1,080	円 1,080	円 1,080	円 1,620
3,240	3,240	3,240	3,240	
1,620	1,620	1,620	1,620	
1,620	1,620	1,620	1,620	
2,160	2,160	2,160	2,160	
1,080	1,080	1,080	1,080	
970	970	970	970	
1,080	1,080	1,080	1,080	
1,080	1,080	1,080	1,080	
2,160	2,160	2,160	2,160	3,240
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
1時間につき430円				
1時間につき2,770円				

」を

「

円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,650
3,300	3,300	3,300	3,300	
1,650	1,650	1,650	1,650	
1,650	1,650	1,650	1,650	
2,200	2,200	2,200	2,200	
1,100	1,100	1,100	1,100	
990	990	990	990	
1,100	1,100	1,100	1,100	
1,100	1,100	1,100	1,100	
2,200	2,200	2,200	2,200	3,300
1,100	1,100	1,100	1,100	1,650
1時間につき440円				
1時間につき2,820円				

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市社会体育施設条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市社会体育施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。